あい介護サービス運営規程（指定介護予防訪問介護相当サービス事業所）

（事業目的）

第１条　　株式会社あい介護サービス（以下「事業者」という）が開設するあい介護サービス（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防訪問介護相当サービスの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は看護師又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が要支援状態または、基本チェックリストにより事業対象者に該当すると判定された高齢者に対し、適正な指定介護予防訪問介護相当サービスを提供することを目的とする。

（運営方針）

第２条

一.　事業所の訪問介護員等は、要支援者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

二.　事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第３条　　事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

一.　名称　　あい介護サービス

二.　所在地　　香川県高松市香南町横井 952-1

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第４条　　事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

一.　管理者１名

管理者は事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

二.　サービス提供責任者　常勤換算 3 名以上

サービス提供責任者は事業所に対する指定介護予防訪問介護相当サービスの利用の申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、介護予防訪問介護相当サービス計画の作成等を行う。

三.　訪問介護員等　常勤換算 2.5 名以上

訪問介護員等は指定介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たる。

四.　事務職員１名

必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第５条　　事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

一.　営業日、月曜日から日曜日とする。ただし祝日及び 12 月 31 日～1 月 2 日までを除く。

二.　営業時間、午前 9 時から午後 6 時までとする。

三.　電話等により、24 時間常時連絡が可能な体制とする。

（介護予防訪問介護相当サービスの内容及び利用料等）

第６条　　指定介護予防訪問介護相当サービスを提供した場合の利用料の額は、綾川町が定める基準によるものとし、当該指定介護予防訪問介護相当サービスが法定代理受領サービスであるときは、その１割もしくは２割、３割の額とする。

二.　次条の通常事業の実施地域を越えて行う指定介護予防訪問介護相当サービスに要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

１．通常の事業の実施地域から利用者宅までの距離が 10km 未満のとき 500 円、10km 以上のとき 1,000 円とする。

三.　前項の費用の支払いを受けた場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第７条　　通常の事業の実施地域は、綾川町とする。

（緊急時等における対応方法）

第８条　　訪問介護員等は、介護予防訪問介護相当サービスを実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（苦情処理）

第９条　　管理者は、提供した指定介護予防訪問介護相当サービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

（事故発生時の対応）

第１０条　事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、介護予防訪問介護相当サービス支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

二.　事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

三.　事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

（個人情報の保護）

第１１条　事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。

二.　事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

第１２条　事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため指針（高齢者虐待防止のための指針）を整備し、次の措置を講ずるものとする。

（１）虐待防止委員を任命し、委員を中心として高齢者虐待防止委員会を開催し、決定事項等を従業者に共有する

（２）従業者に対する虐待防止に関する研修の実施

（３）利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備（第９条）

（４）その他虐待防止のために必要な措置

二.　事業者は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等、高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに指定権者へ通報するものとする。

（身体拘束廃止に関する事項）

第１３条　事業者は、利用者へのサービス提供において当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束やその他利用者の行動を制限する行為を行なってはならないものとする。緊急やむを得ない場合とは次の三つの要件を満たし、かつ、それらの要件の確認等の手続きが極めて慎重に実施されているケースに限る。

（１）切迫性

利用者本人または他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

（２）非代替性

身体拘束その他の行動制限を行なう以外に代替する介護方法が無いこと

（３）一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

二.　事業者は、やむを得ず身体拘束やその他利用者の行動制限をする場合には記録を残すものとする。また日々の心身の状態等の観察、高速の必要性や方法に関わる再検討を行なうと共に、逐次その記録を加えると共にそれらの情報を開示して従業者、家族等関係者の間で情報を共有する。

三.　事業者は、身体拘束廃止委員会を概ね三ヶ月ごとに開催し、決定事項を従業者に共有すると共に従業者に対する研修を実施する。また緊急やむを得ない場合には臨時委員会を開催して意見交換を行なう。

（業務継続計画（BCP）に関する事項）

第１４条　事業者は、災害や感染症等の発生時であっても利用者に対して継続したサービス提供ができるよう、また大規模な災害、感染症の場合には非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を作成し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

二.　事業者は、従業者に対し業務継続計画について説明、周知すると共に必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。（防災訓練等と同時に開催する等）

三.　事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行ない、必要に応じて業務継続計画の変更を行なうものとする。

（衛生管理）

第１５条　事務所は、新型コロナウイルス感染症や季節性インフルエンザ等の感染症（以下、感染症という）が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（１）事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する会議を年 2 回程度開催し、その

結果を従業者に情報共有する。

（２）事業所における感染症予防、及びまん延防止のための指針を整備する。

（３）事業所は、従業者に対し、感染症予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（その他運営についての留意事項）

第１６条　事務所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

一.　採用時研修　　採用後　3ヵ月以内

継続研修　　年 10 回

二.　従業者は業務上知り得た知識及び利用者又はその家族の秘密を保持する。

三.　従業者であった者に、業務上知り得た知識及び利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

四.　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社あい介護サービスと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 5 年 2 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 5 年 12 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。